

市税・国民健康保険税を一時に納付できない方 のために猶予制度があります

平成 27 年度の税制改正により、地方税の猶予制度の見直しが行われ、平成 28 年 4 月 1 日より適用されています。

★徴収猶予

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ② 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ③ 事業を廃止し、又は休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤ 本来の納期限から 1 年以上経過した後に、本来納付すべき税額が確定したとき

これらの事由により、市税・国民健康保険税（以下、市税等と記載）を一時に納付することができないときは、

申請することにより、1 年以内の期間に限り、「徴収猶予」が認められる場合があります。

★換価の猶予

市税等を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持が困難となるおそれがあるときは・・・

その市税等の納期限から 6 か月以内に申請することにより、1 年以内の期間に限り、「換価の猶予」が認められる場合があります。

※申請する市税等以外に、既に滞納となっている市税等がある場合は、申請による換価の猶予は認められません。

※換価とは、滞納処分により差押えた財産を金銭に換えて、滞納している税金に充てる手続のことです。

◆申請の手続き

・提出する書類は以下のとおりです。

- 1 徴収猶予申請書または換価の猶予申請書
- 2 財産目録及び収支内訳書
- 3 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）
- 4 担保提供に関する書類（担保の提供が必要な場合）

・申請の期限は次のとおりです。

徴収猶予：①～④に該当する場合…申請の期限はありません。

⑤に該当する場合…税額が確定した税の納期限まで。

換価の猶予：猶予を受けようとする税の納期限より6か月以内

なお、徴収猶予または換価の猶予を申請する場合は、原則として以下の場合を除き猶予金額に相当する担保の提供が必要な場合があります。

- 1 猶予を受ける金額が100万円以下であるとき
- 2 猶予を受ける期間が3か月以内であるとき

◆猶予が認められた場合

財産の差押や換価が猶予されます。

猶予期間中の延滞金が全部又は一部免除されます。

◆猶予期間

猶予を受けることのできる期間は1年の範囲内で、申請者の財産や収支状況に応じて、分割にて完納することのできる期間に限られます。

※猶予期間内に完納できないやむを得ない理由があると認められる場合には、申請により猶予期間の延長が認められる場合があります（当初猶予期間とあわせて最長2年）。

ただし、以下の内容に該当する場合、猶予が取り消されることがあります。

- ・計画どおりの納付がないとき
- ・猶予中の市税等以外の新たに納付すべき市税等が滞納となったとき
- ・偽りその他不正な手段により猶予申請を行ったことが判明したとき
- ・財産状況その他の事情の変化により、猶予を継続することが適当でないと認められるとき

<問い合わせ先>

袖ヶ浦市役所 企画財政部 納税課

TEL0438-62-2653（直通）